



# 令和4年度 事業計画

社会福祉法人 天龍村社会福祉協議会

# 令和4年度 天龍村社会福祉協議会事業計画

## ☆ 基本理念

信州最南端に位置した天龍村の福祉を総合的に担う組織として、地域に密着した温もりのあるサービスを実践し、信頼と安全性をより高めるために職員一丸となり福祉事業の推進に貢献します

## <運営方針>

村にある豊かな自然、特色ある文化と古き良き歴史、また高齢者に優しい温暖な気候を利点とする天龍村。その中で育まれた地域の絆を尊重しながら、村関係機関と連携し少子高齢、人口減少の現状にマッチした福祉のガイドラインづくりに取組みます。一人暮らしの方や家族からの支援が受けられない方等が社会的な孤立にならないよう、日々変化する状況の把握に努め、個人や世帯が抱える課題やあらゆる事案等へ迅速に対応をします。

また高齢者がそれぞれのライフスタイルに楽しみを持ち、笑顔で豊かな暮らしを次世代に引き継ぎできるような、持続性のある安心な福祉事業の展開を図ります。

高齢者も若者も愛着と誇りをもってこの信州最南端の天龍村で暮らし続けられるよう、支え合いの地域共生社会の構築を実践し、長期的な安心、安全の確保に努めます。

## <令和4年度事業の重点項目>

### ■ 協働型地域づくり

人生100年時代と言われる今、高齢者がどのように地域で関わりを保ち、暮らしていくかが問われています。折り返し後の人生をその人らしく豊かに過ごしてもらえよう働きかけるとともに、各地域でのふれあい会をはじめとする地域福祉への取組を継続実施します。

### ■ 介護人材確保の検討

行政と連携を図りながら、介護分野における人材の確保の推進を図るとともに、県の就業移住支援事業にも参画し、県内外からの人材募集、介護人材の確保に繋げていきます。

## ■ 行政との連携

各福祉施設が老朽化による修繕等の課題を抱える中、令和3年2月に村が策定した天龍村福祉施設計画に基づき、福祉サービスの安定的運営ができるよう、村と連携し魅力ある施設づくりを実践します。

## ■ 感染症予防対策の強化

感染症（特に新型コロナウイルス感染症）の感染予防の強化を図り、利用者並びに職員の安心安全の確保に努めます。

## ■ 雇用環境の改善

職員のメンタルヘルスについて、定期的に職員間の情報交換をするなど、各部署連携を図り様々な状況の把握に努め、人事の適正化、職場離れの防止に努めます。

## <各拠点の取り組み>

### <本部拠点>

#### 法人運営

- ・ 理事会 （年間3回～4回開催予定）
- ・ 評議員会 （年間3回～4回開催予定）
- ・ 拠点相互連携の強化 （月1回以上各所長連絡会議開催）
- ・ 職員一人ひとりの資質向上、育成（資格取得の推進及び各種研修会への参加）
- ・ 全職員が協力し合い効率的な事業運営に努め、組織力、運営の強化を図ります。
- ・ クリーンなイメージの保持と多様化していくニーズへの迅速な対応に努めます。
- ・ ガバナンスの強化を図ります。

#### ・ 宣伝普及

- ・ 社協だよりを自社で発行 （年2回 8月、1月）

各戸配布で実施。

#### ・ ホームページの有効活用

- ・ ホームページの内容改善を図り、社協の行事等を随時情報発信します。
- ・ 生活福祉資金や福祉有償運送といった村民に直結する事業を中心に、「見て分かりやすい」ページとなるように随時更新を行います。

## 在宅福祉サービス事業

少子高齢化・人口減少を含む地域の課題に対応した在宅福祉サービスの充実を図り、公益性・非営利性を遜守した社会福祉本来の事業としての役割を担います。

### ・外出支援事業

高齢に伴う免許返納者が年々増えたこと等の現状を踏まえ、従来の原・上平・神原方面に加え、今年度から村全域を対象にエリアを拡大して運行します。また、通院以外の買物や用足しでも利用できるよう、利用条件も緩和を行います。

下記の地区割の予定により安全に巡回バスを運行します。

曜日	地区名	行き先
第1月曜日	合戸・大久那・長島宇連	天龍村 診療所
第2月曜日	坂部・倉の平・(福島)・(鶯巣)	
第3月曜日	向方・大河内・梨畑・峠山・見遠	
第4月曜日	戸口・中組・福島・鶯巣	
火曜日	満島(※東原A、東原B、西原以外)・為栗・折立・清水	
水曜日	向方・大河内・梨畑・峠山・見遠	新野診療所
木曜日	東原A・東原B・西原・松島	天龍村 診療所
金曜日	十久保・下山・中井侍・上平・鶯巣宇連	診療所

## <地域支援サービス福祉活動推進事業>

### ・家族介護者支援事業

在宅で介護をされている介護者の皆さんに、日頃の介護疲れを労う目的で、慰労の機会を設けます。介護からひととき離れた時間をつくり、明日への英気を養っていただきます。また介護者相互の親睦を図り、介護者のメンタルの保持と側面的な在宅介護の継続支援を図ります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等で介護者家族交流会等の開催が難しい場合は該当の家庭へ応援のメッセージと共に慰問品をお届けします。

### ・ボランティア育成事業

飯伊ブロックボランティア交流研修会への参加を推進します。

村内ボランティアの新たな担い手となる人材募集を行います。

## ・福祉相談事業

県の生活福祉資金貸付事業、まいさぼ（生活困窮者日常生活自立支援事業）の相談、受付の窓口として対応し、当事者が望む自立に向けた支援に繋がります。

## ・地域共生社会の構築

※各地域へ相談しながら臨機応変に対応します。

- ・各地域の高齢者に喜ばれ、前向きで楽しみある暮らしの継続を図ります。
- ・コロナ感染症予防に伴う孤立防止と地域、近隣同士の絆の保持を図ります。
- ・新たな生活様式での明るい暮らしに向けたコミュニティーの創出を図ります。
- ・ふれあい会等の開催、できない場合も地域への関わりを工夫し実施します。

## ・配食サービス事業

＜宅配弁当＞ （週2回 火・木） 1食 540円

週2回、ご自宅まで弁当をお配りし、一人暮らしの高齢者の食の確保と安否確認を兼ねて実施します。お弁当を渡しながらその方の状態を把握し、必要に応じて村の福祉担当へ繋げていくようにします。利用者をさりげなく見守り、いつまでもその人らしく自分の家で暮らしていけるようサポートします。

＜お達者総菜＞ （月2回 第2・第4 金曜日 1パック 400円）

副食を村内業者へ委託。（利用者@300円と社協補助@100円）

配達ボランティアの協力の下、各家庭へお届けしながら在宅高齢者とのコミュニケーションを図ることで、孤立防止や自立継続の支援を図ります。

また、年末にはケーキなどのプレゼントも用意し、高齢者の皆さんに喜ばれるよう工夫しながら実施します。

## 天龍村ご用聞き（やまびこデリ）事業

村受託の事業として、主に自動車等の移動手段の無い独居高齢者宅へ安否確認や見守りも兼ね訪問します。また、あらかじめ電話で依頼のあった方への注文商品を販売員（天龍村集落支援員）がご自宅までお届けします。年度当初は昨年度と同様の継続で実施を予定していますが、新店舗「満島屋」の開業後は村の担当課と連携し事業の推進に協力していきます。

## 共同募金配分事業

人口の減少に伴い、募金及び県からの配分金が減少する中で、有効性と福祉要素の高い分野への配分を実施し、地域に喜ばれる福祉活動への支援を行います。

## その他の団体事務局

遺族会・シニアクラブ・身障協・婦人会各種団体の事務局を担当し、団体活動を側面から支援、補佐します。

## 共同住宅管理受託事業

高齢者生活福祉センターの管理運營業務を、村から委託されて行なっております。

利用できる部屋は10室で、個々の自由を最優先した安心と安全の確保を目的とし、それぞれ居室で自立生活をされております。要介護対象者となり、自立生活が困難になった方につきましては、デイサービスでの入浴介助、訪問ヘルパーによる食事の支度、身の回りの生活支援サービスを利用されております。日々入居者の現状の把握に努め、村住民課と連携し、居心地の良い暮らしを保持していただくようにサポートします。季節に応じた行事食の提供等、少しでも共同住宅での生活を楽しんでいただけるよう企画を行います。また、年2回の防災訓練を実施し、有事の際に二次災害が起きぬよう万が一の災害に備えます。心配ごと等いつでも気軽に相談頂けるように配慮し、安心して過ごせるように側面的に支援します。

## 訪問介護事業

年々高齢者が増加するなか、身体介護を必要とする方、病気や加齢、家事を行うことが難しい方、また老々介護等家族に介護疲れが見受けられる方等の家庭へ訪問し、必要なサービスを提供します。主に要介護1～5で65歳以上の方を対象に、個々のニーズに合わせ工夫をすることで、無理なく自宅での生活を継続出来るよう配慮します。具体的には掃除、洗濯、調理など日常生活に必要な家事全般及び薬の授受・確認、また通院乗降補助介助等様々な支援を行います。

## 訪問生活支援事業

介護保険に該当しない高齢者への生活援助を行いません。一人暮らしの高齢者の身近な良き理解者として、信頼関係を重んじてサポートをします。また、在宅の入浴介助をすることで、不安の無い入浴が可能となり、利用者の健康保持を図ります。定期的に訪問することで安否確認はもとより、体調の変化にもいち早く気付くことができ、持続可能な在宅生活の保持と高齢者の自立の継続も図ります。

## 通所介護事業

昨年同様に新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されるなかで、高齢者支援、介護サービス事業にも多大な影響を及ぼしておりますが、当事業所におきましても、感染症対策と介護の両立を図り取り組んで参ります。ご利用者の感染症に対する不安を軽減し、生活機能低下を防止するとともに、ご家族への介護負担の軽減に繋がる継続的な高齢者ケアに努めます。また、地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括支援センターが主体となり開催される地域ケア会議等にも積極的に参加し、医療・介護・自治体等の多職種と協働して、高齢者に対する支援の質の向上を図り、地域における包括的な支援体制の整備など推進いたします。

## 生きがい活動通所介護支援受託事業

介護保険対象外の方への生きがいの場として、社会的孤立感の解消や生活機能の維持・向上を図り、レクレーション、運動教室も取り入れた介護サービスを提供させていただきます。また、利用者個々のニーズや目的を把握し、心身の状態に応じた支援の充実を図ります。

## 介護支援事業

村内高齢者等の介護対象となった方に、利用者自身がサービス選択することを基本とし、サービス計画の立案や介護支援を行います。主治医及び関係医療機関と連携し、利用者の疾患に関する情報収集にも努め、対応を円滑に行います。また、地域包括支援センターから紹介された事案等へも積極的に取り組み、居宅介護支援サービスを提供します。認知症になっても、その人らしく希望に沿った日常生活の継続が可能になるように、その家族の良き相談相手として、日常生活の負担軽減を図り、住み慣れた自宅での生活保持のサポートに努めます。また、研修会、事例検討会への参加やサービス担当者会議等を計画的に実施し、介護の対象になっても出来るだけ普段どおり、自宅で楽しみのある、明るい暮らしが続けられるように適切な支援サービスの提供を行います。

## <特養拠点>

令和4年度から、当施設の医療体制の内、嘱託医が阿南病院派遣医師から天龍村診療所水谷先生に変更することに伴い、毎週1回の訪問診療となりました。阿南病院は引き続き協力病院となりますが、疾病の早期発見による重症化を予防することで入院者数を減らし、入所者の健康管理維持の充実が図れます。

また、運営面について、今年は介護報酬大改定から2年目の年でもあります。4年目には義務化する事業継続計画の作成と多種連携の施設サービス計画が必要となり、なお、国のこれからの方針は、科学的な実証により、自立支援と寝たきり・重度化防止も推進しており、この1年をかけて検討し、加算の取得を目指すと共に職員の処遇向上に努めていけるようにします。

人材育成については、新型コロナの影響もあり、研修自体が中止になり難しい時もありますが、介護職員初任者研修、実務者研修を受講する事による職員の資質向上を図るとともに、介護福祉士及び介護支援専門員等の資格取得も積極的に推進します。

### 指定介護老人福祉施設事業

昨年度に引き続き新型コロナの影響による新しい生活様式に基づき、天龍荘の各行事について創意工夫をしながら、理念でもある、「喜びとやすらぎをふれあいと共に支えたい」を忘れずに、明るく、楽しく、安らぎのある生活の場となるような介護サービスを提供し、四季折々の行事や季節感のある食事を提供するなど、利用者それぞれの「生活の場」として、心のこもったサービスの提供に努め、「天龍荘に入所」と選ばれる施設となるように邁進してまいりたいと思います。

### 短期入所生活介護事業

新型コロナ禍においても、引き続き、ご利用者の自宅での暮らしを支援していくため、職員一同親切で丁寧な対応に努め、リピーターを増やし、繰り返し利用いただけるようにサービスを提供します。

運営面については、安定した利用者確保を目指して、村内の居宅支援事業所に限らず、近隣の町村の事業所との連絡を密にして、昨年中間決算時の稼働率80%を目標にしていきたいと思います。



## ＜養護拠点＞

令和4年度においては、定員40名に削減して2年目になります。入所者不足が続く先行き不透明な状態ですが、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上になお一層努めていきます。

介護サービスについては、当該事業の対象者は12名と限られてしまいますので、サービスが必要な他の入所者にも変わりなく質の良いサービスが提供できるように努めます。

また、いつ収束するか先の見えない状況の新型コロナの蔓延により、外出会等対外的な行事がほとんど中止になる中、今年度もおやつ会、寿司会等それに代わる行事を充実させ、入所者のストレスが少しでも和らぐよう、また、明るく楽しい生活が送れるように工夫を凝らし、利用者へのサービスが低下することなく、利用者それぞれの状態、能力に応じ、希望に沿った日常生活を安心して送ることができる拠点施設となるよう努めます。

## 措置事業

措置事業では、おおむね65歳以上で、身体の衰えや家庭の事情、経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を対象に、入所者が自立した生活を営むことができるよう支援します。

## 特定施設入居者生活介護事業

特定施設入居者生活介護事業では、養護老人ホームの入所者で、要介護者・要支援者を対象として行われる、日常生活上の介助、機能訓練、療養上の介護を受けながら、介護保険を摘要し、日常生活が送れるよう支援します。

## 短期入所生活介護受託事業

短期入所生活介護受託事業では、家庭で高齢者の介護をされている方が、冠婚葬祭、病気、事故、介護疲れ等の理由により、一時的に介護できない場合に短期入所してもらい、家族に代わり介護します。また、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活が送れるよう、自宅にこもりきりの孤立感の解消や身体機能の維持回復を図り、家族の介護軽減を支援します。

また、天龍村との連携を図り、措置入所できない方等をこの事業で受け入れ、欠員分の空床を埋められるように努めます。